

令和2年第4回 大石田町議会臨時会会議録

令和2年5月15日(金)、大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(芳賀清君) 午前 10 時 00 分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1 番 二藤部冬馬君	4 番 岡崎英和 君	7 番 大山二郎 君
2 番 今野雅信 君	5 番 村形昌一 君	8 番 遠藤宏司 君
3 番 熊谷富太郎君	6 番 小玉 勇 君	9 番 齋藤公一 君
		10 番 芳賀 清 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	村岡藤弥君	保健福祉課長	八 鍬 誠君
副町長	花田 淳君	産業振興課長	
教育長	本多 諭君	(兼)農業委員会事務局長	鈴木 太君
総務課長	高橋慎一君	建設課長	遠藤秀樹君
まちづくり推進課長	大沼進悟君	教育文化課長	早坂勝弘君
町民税務課長 (兼)会計管理者	土屋弘行君	総務課総務主幹	小玉大輔君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	小林基流
議会事務局議会主査	大沼裕子

提出議案目録

承認第5号	令和2年度大石田町一般会計補正予算(第2回)の専決処分の承認について
議案第30号	令和2年度大石田町一般会計補正予算(第3回)
議案第31号	令和2年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
議案第32号	大石田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第33号	大石田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 事 の 経 過

1. 議長(芳賀清君)

お早うございます。

ただ今から、令和2年第4回大石田町議会臨時会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は大石田町議会会議規則第125条の規定により、

4番 岡 崎 英 和 君、

5番 村 形 昌 一 君を指名いたします。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては、議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 村 形 昌 一 君。

1. 議会運営委員会委員長(村形昌一君)

議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る、5月8日告示、本日招集されました、令和2年第4回大石田町議会臨時会の会期、議事運営等について、本日午前9時30分から議会運営委員会を開き、提出される案件等を考慮し慎重に協議した結果、本臨時会は皆さんのお手元に配付している会期、議事日程のとおりであります。

即ち、本臨時会は本日1日限りの会期とし、その内容についてご説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと存じます。

はじめに、ただ今報告している会期の決定をしていただきます。

次に、本臨時会に提出されている議案5件を一括して上程し、提出議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明をしていただきます。補足説明終了後、議案の審議をお願いし、終結後、本臨時会を閉会する考えであります。

何卒、本委員会の決定どおり、皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和2年5月15日 大石田町議会運営委員会委員長 村 形 昌 一。

1. 議長(芳賀清君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 承認第5号より、日程第7. 議案第33号まで、以上5件を一括して議題として上程いたします。

日程第8. 町長より、上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 村 岡藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

お早うございます。

本日、第4回議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき、心から感謝を申し上げますとともに、日ごろより町政各般にわたって特段のご指導、ご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、ただ今上程になりました議案の概要についてご説明を申し上げます。

承認第5号「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第2回)の専決処分の承認について」であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ7億1,701万4千円を追加して、予算総額55億3,216万1千円とし専決処分したので、地方自治法の定めるところにより承認を求めます。

議案第30号「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第3回)について」であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ667万円を追加して、予算総額55億3,883万1千円とするものであります。

議案第31号「令和2年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について」であります。既決の予算に歳入歳出それぞれ55万円を追加して、予算総額8億3,895万円とするものであります。

議案第32号「大石田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給するために提案するものであります。

議案第33号「大石田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、山形県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するに当たり、その事務の一部を町において行うため提案するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。なお、詳細については担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 高橋 慎一 君。

1. 総務課長(高橋慎一君)

それでは、私の方から補足説明させていただきます。議案目録の表紙をめくっていただき、1ページをご覧くださいと思います。承認第5号「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第2回)の専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年度大石田町一般会計補正予算(第2回)を別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。

別紙、補正予算書をご覧くださいと思います。専決第6号になります。1枚めくっていただいて、「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第2回)」第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,701万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億3,216万1千円とする。

歳出の主な内容を申し上げます。歳出の1ページ、2ページをお開きいただきしたいと思います。特別定額給付金事業にかかる人件費や、システム改修費などの事務費が1,370万円、一人あたり10万円を支給する給付金が6億8,390万円。加えて、県が給付する緊急経済改善支援金の対象事業者に町独自で上乗せする分150万円、国が給付する子育て世帯への臨時特別給付金685万円、町が上乗せする分1,065万円などとなっております。

歳入では、特別定額給付金事業等に対する国庫補助金が7億445万円などでございます。以上について専決処分したものでございます。

続きまして、議案第30号を説明いたします。議案第30号、1枚めくっていただきまして、「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第3回)」歳入歳出それぞれ667万円を追加し、総額を55億3,883万1千円とする。

歳出の概要については、需用費21万2千円など、子育て世帯への臨時特別給付事業の事務

費47万円、県外学生応援、特産品を贈呈するための委託料200万円、生活困窮者への給費金100万円。また、プレミアム率を15%から30%に引き上げるための予算措置を盛り込んでおります。

歳入の主なものについては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金1,030万円を見込んでおります。

続きまして、議案第31号をご説明いたします。議案第31号、表紙をめくっていただきたいと思っております。「令和2年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)」歳入歳出それぞれ55万円を追加し、総額8億3,895万円とする。一般会計同様、新型コロナウイルス感染症に関する補正予算でございます。新たに制度化する傷病手当金55万円の給付を見込んだ増額補正となります。

議案目録にお戻り下さい。議案目録の3ページ、議案第32号「大石田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」国民健康保険加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合、また、発熱等感染の疑いも含めることになるのですが、仕事を休んだ場合傷病手当金を支給できる制度にするため条例の改正を要するので提案するものでございます。

続きまして、議案第33号になります。7ページをご覧くださいと思います。議案第33号「大石田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」山形県後期高齢者医療広域連合が傷病手当金を支給するにあたり、申請にかかる受付事務を町でも行えるよう条例を改正するため提案するものでございます。以上、5件の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

以上をもって、上程議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明を終わります。

議案の審議を行います。日程第9.承認第5号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは歳出1ページ、2ページです。2款1項全般にわたった新型コロナウイルス関係についてです、ここに記載のないこととお伺いします。議案の、このあとの30号、31号、32号全てリンクするのですが、現段階で町長にお伺いします。今のところ段階をもってクローズしている、例えば、虹のプラザ、また、大石田町振興公社各施設の開始時期など考えがありましたら伺いします。また、その根拠となっている、例えば、理由付けとかもあれば、合わせて日付のバックのデータとしての根拠があればご説明をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

それぞれ様々な、今決めていることありますので、担当課長より説明いたします。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

私からお答えさせていただきます。まずは、虹プラについては担当違いますので、担当課の方からお願いしたいと思っておりますが、地域振興公社について私からはお答えさせていただきます。当初、5月10日までと予定しておりましたが、国なり県の状況を考えまして、地域振興公社、温泉館につきましては現在5月21日まで延長させていただく考えでおります。今、緊急事態宣言解除さ

れましたが、どのような状況になるか判断したい点と、それから、修繕工事等をこの機会に入らせていただいておりますので、それらを勘案しまして5月22日から開業の予定でございます。

1. 議長(芳賀清君)

教育文化課長 早坂勝弘君。

1. 教育文化課長(早坂勝弘君)

それでは、教育文化課管轄の施設の開館状況をお知らせしたいと思います。

まず、図書館であります。現在クローズしておりますが、そのような中でも読書人口もおりますので、電話、もしくはネット等で貸し出しの申し込みがあれば虹プラの玄関で臨時の貸し出し場所を設けて貸し出しを行っております。だいたい10件ぐらいの貸出者が現在のところいるというふうに聞いております。図書館につきましては18日から段階的にオープンするということで、とりあえず土日を除きまして午前9時から5時までの開館でオープンする予定にしております。

それから資料館であります。これもクローズしておりますが、18日から5月10日までの当面の間土日を閉館、すいません、5月18日から通常の間隔に戻して会館する予定となっております。本体の虹プラでございますが、これは6月1日までに調整しながら、1日から開館する方向で動いております。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

申し訳ありません、言葉足らずで追加させていただきます。先ほど温泉館につきましてはご説明いたしましたが、その他宿泊施設関係、虹の館につきましては、当初通り5月31日まで休業させていただきます。6月1日の開業を考えております。

また、駅関係施設、ふうりゅう、それから売店等につきましては、旅行者等が大変減っております。5月22日の案と5月末まで休業する案とありましたが、今のところは5月末まで休業させていただいて、6月1日から再開したいと考えております。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

町民の一番関心のあるところが、実は皆さんも聞こえているとおりにあったまりランドいづから再開するんだやっていうところがかかなり大きく声が出ています。近隣の各施設、第3セクターが絡んでいる施設を見ますと、大蔵村のいで湯館とカルデラ館は20日から、尾花沢ふるさと振興公社は16日から、それ以外はほぼほぼ15日から、今日から、舟形町も村山市余暇開発公社も、寒河江ゆ〜チェリーも大江町の柳川も全て今日からになってます。

今、まちづくり課長の説明があったとおり、修繕を絡んでいるというのは私は聞き及んでおりますが、それを上手にアナウンスしないと町民の感情、「なして大石田ばり開げねんだや。」そういったことはしっかりとホームページなり、以前の町長から見れば今の村岡町長はホームページには大変感心を持っていただいて、革新、革新でしていただいている状況を鑑みても、もうちょっとアナウンスをすべきではないかと思いますが、町長どう思いますか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

実際のところ源泉ポンプ、休業したことによって、再開しようとしたところ不具合が生じてしまった

ということで、急遽5月8日、9日あたりかな、そのへんで再開に向けて上げたところ駄目だというふうなことで、それを入れ替えるっていうことでだいたい2週間ぐらいかかるでしょということもあります。あと、実際物が来ないと何とも言えないというふうなこともありますので、19、20日あたりには完成可能かなということでもありますけども、安全策を取って22日からオープンしたいというようなことはありますけども、まずそのへんの改修工事もあるのでって言うてもなかなか分かりづらい部分もあります。具体的に、そのへん出しているものもありますけども、まずは改修工事のため21日までは休業するというようなことをはっきりと申したいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

今町長からあったとおり、修繕が必要で直してそこまで休まざるを得ない、これは致し方ない事実でありますので、私がずっと言いたいのは、とにかくそれを上手に町民に対して、ユーザーに対してアナウンスするという手立てを講じるべきではということで、ホームページの、例えば、「こういってことで、休んだことによって不具合が生じました。より快適な場を提供するためにも、お客さんのためにこういった修繕を今頑張ってます。」というふうな、そういったアピールも一つの手なのかなと思いますので、そういったことも考えていただいて、よりホームページの活用ということも、まあ、紙ベースで、例えば温泉館の「湯～報」とか出てますが、紙ベースは紙ベースとしてなので、前から言うとおりにオンタイムで事細かく実状を伝えるにはホームページというものが大変有効なツールなので、そのへんを十二分に活用していただいて上手に町民に繋いでいただきたいと思います。そのへんに関して町長もう一言お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろんホームページ、今ホームページ自体もちよつと見づらい、例えば、本当に急なお知らせもちよつと箇条書きで小っちゃい字でしか載せられない状況ですので、この際ですのでホームページももう少し改善しようというふうなことで業者とも話しながら進めているところであります。すごく緊急を要するようなこと、あるいは様々な情報はホームページを見れば分かるようなスタイルにしたいということで今やっております。そして、22日に向けて宿泊ももちろん6月1日からですけども、そのへんの、例えばいろんなイベントっていうかね、再開に向けての様々な仕掛けも町だけに限らず県の様々なプランありますので、併せてそのへんは載せていきたいと思っておりますので、間もなく「湯～報」なるものでやっぱり公表しなければいけないかなとは思っております。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

歳出1、2ページ、2款1項18目12節委託料180万円。特別定額給付金、新聞記事を今日山形新聞で見ました。昨日早まって昨日から送付したということで、私たち議会が聞いてたやつよりも早くなったのはいいごどなんですけど、その早まった経緯、何日ぐらい早まったかとかそのへんの中身教えて下さい。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

特別定額給付金につきましては、申請書の印刷なりそういったものが住民基本台帳のデータが基になります。ご存知のとおり、当町で住民基本台帳の業務を委託している会社ございますが、そちらでも国からの情報等を取り入れながらシステムの改修を行っていただき、申請書が準備でき次第発送したいということで取り組んできたところですが、当初は確か19日ごろに納品になるというふうな話を聞いてたんですが、頑張っていたら何とか14日には発送できたというような経緯になっております。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

私も議員もいつなるんだいつなるんだって言われる中で、早まったっていうのはアピールしていいどごがなというふうに思います。是非町民の皆さんに早く配るために我々も一生懸命頑張ったとアピールしていいと思いますので、そういったこともやっていただいて町民に向き合った行政というのをPRしていただければと思います。

昨日、前総務課長と話す機会があって、世の中ではマイナンバーで申請すればすぐ通帳に振り込まれるというようなことが、一番スピードがあるというような認識でありましたが、あれはちょっとすっどパンクするから止めてくれというようなご話を聞いたところがあります。ワイドショーなんかのニュースを見ても住基ネット、マイナンバー、いろいろな不具合が生じているようなことも聞きます。当町に関して、マイナンバー申請についてはどうでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

当町におきましても、オンライン申請自体は郵送のものと同時に本日から一応受付はできます。ただし、内容につきましては国の方で一括して、マイナポータルですか、あちらでの受付になりますので、実際にデータの受け渡し等は6月にならないと来ないというふうなことで聞いております。ですので、報道になっているとおり、残念ながら即時申請、受付、振込の処理は今のところはやはりできないような状態だということを確認しております。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村形昌一君。

1. 5番(村形昌一君)

そのへん上手いかないのかなと思います。やはり、申請する人は早く欲しいっていう人からどんどん申請していくと思いますので、町民にも併せてですね、こちらの方が早いですよっていう周知をしていただきたいと思いますが、そのへんの周知法についてちょっとお聞かせいただければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

当然のことながら、町報等ではお知らせしております。また、山形新聞さんご協力いただきまして、今朝の新聞報道等でもお知らせしているとおりに、今月中につきましては土日に関わらず窓口で相談受付したいと考えております。5月25日号町報もございますので、そちらも活用しながら、なんていうかな、直接の対面を避けるためには郵送で折り返ししていただくのが基本にはなるかと思うんですけども、分からない場合等につきましては対応できるように対応していきたいと考えて

おりますので、ご理解をお願いいたします。(村形議員:「マイナンバーんね方が早いよっていう。」)それ自体は、町から言うのはどうなのかなということで、ちょっとご意見として賜っておきたいと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。6番 小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

2つお願いします。まず一つはですね、ひと頃テレビでちょっと話あったんだけど、生活保護受けている人はこの10万円っていうのはどうなのかっていうこと。結局最後に、もらったために生活保護受けられなかったなんてことあるのかどうか。

もう一つ、この住民基本台帳にですね、本質的には皆載っているんでしょうけど、載っていないこともあり得るのかな。そういう事例っていうのは考えられますか。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大 沼 進 悟 君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

最初の生活保護につきましては、生活保護受給者につきましては、生活に対する全ての経費が含まれておりますので、今回は対象にならないと聞いておりますので、そこは問題ないかと認識しております。

それから、住基、住民基本台帳に載っていない方、話には当然なりますけども、この度の制度上お送りする対象者としては住民基本台帳に載っている方全てにお送りしておりますので、載っていない方に送ることがどうしてもできませんので、そこはご理解いただくしかないかと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

生活保護の話だけでも、昨日どっかで松戸あたりだったかな、ナイフ持ってきてどうのこうのって言っていましたよね。結局生活保護貰っている人は今回は当てはまらない、10万円出ないっていうことですか。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大 沼 進 悟 君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

この度のは対象になるかと私は認識しております。所得としては充らないということで聞いておりますので、私の認識としては対象になると考えております。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長、補足ありますか。保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

生活保護世帯についても今回の給付金には該当になります。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。8番 遠 藤 宏 司 君。

1. 8番(遠藤宏司君)

同じく10万円の給付金ですけども、これ毎回同じごと質問さんなねくなるんですけども、申請した人が給付する、申請した人が受け取る。これも何回も言って申し訳ないんですけども、去年の消費税10%の時も低所得者に5万円でしたか、給付あったんですけども、この山形新聞では3割

ぐらいしか受給してないっていう記事もあったんですけども、受給の期限を延ばしたりいろいろやったんですけども、そういうふうな意味で今回の10万円を漏れなく受給してもらい、漏れなく申請していただく、申請できない人がいると思うんです。字が読めないとか、高齢者で一人暮らしでそういうものが広報にも出ているっていうのも読んでないとか、そういうこといろいろあると思うんですけども、そのへんの手当てについてどのような体制で臨んでいきたいかご説明をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

私も福祉課の時代に臨時福祉給付金等を担当させていただいて、その際も窓口に出向くことができない方などに対しては、その人なりの状況を判断させていただきながら町民の方に寄り添った対応をしてきたつもりです。この度も、ご相談いただければその人それぞれに対して一番良い対応ができるように担当には指示しておりますので、申請を望まれる方については全て対応できるように充てたいと考えております。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

申請を望まれる方に対応したいっていうご様子ですけども、私は母親がアルツハイマーで9年ほど看たんですけども、いわゆる受給申請したい、しようっていうことにならない方もいるんじゃないかって心配するんですけども、望む方に対応する、それは望む方に対応するっていうことで十分ですけども、なんていうかな、アルツハイマーどがそういうふうな方、あるいは身体的ないろんな問題抱えている方、そういうふうな方にも是非対応してもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

これまでの給付金制度でもありましたが、全ての制度において代理人の申請というものが可能になっているかと思えます。今回も代理人申請が可能ですし、意思表示が可能な方についてはそういった代理人の制度を使っていただく。また、意思確認ができない場合は、例えば後見人という制度もございますので、そういった方が結局意思表示をするしかないかと思えますので、そういった方の代理人申請をいただければ対応可能かと考えております。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

課長の答弁はそのとおりだと思うんですけども、どうしても町長、これはやっぱり何としても届けろと、この政策、10万円の支給。何とか、職員の方今忙しいとは思うんですけども、全職員の力を借りる、あるいは町の他のいろんな民生児童委員とか、あと、公民館長さん、区長さんもおられるわけですけども、何とか上手く届けるっていう方向で頑張りたいと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

お金を届けるっていうか申請紙はいつているけども返ってこないというようなものに対しては、民生委員とかもちろん区長さんとか、そういったことをまず通じながら確認はできると思いますけども、要らないっていう人にやるっていうことはできませんので、そこはちゃんと時間もたっぷりありますので、そこはちゃんと確認しながら、どうしてもかえって申請していないっていう方に対してはやっていくような方向ではいます。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

ちょっと勉強不足で教えていただきたいんですけども、その2款1項18目18節負担金、補助及び交付金、これ特別定額給付金、これ端数付くっていうのはどういう意味なのか。10万円でかける何人ってなればこの端数って付かないんだけど、この給付金の中に何が入っているのか。

それから、住民基本台帳に基づいてっていうことは、人数が把握できていると思うんですけども、その人数をお願いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

18節特別定額給付金ですが、6億8,390万円ですので、対象者は4月27日現在で6,839人です。ですので、かける10万円がこの金額になっております。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

基本台帳っていうことは、これ住民票、あるいは現住所っていう形でいいのかなとは思いますが。そうした場合にですね、現住所っていった場合、例えば、今福祉施設に入ってる方、あと、障がい施設に入ってる方、あそこに入っている方は現住所をどこに移しているかかと思えます。そうすると、現住所に申請書類も送る形になるんでしょうから、そうすると、ここだと、例えば仁風荘に80人分ばんっていくとか、水明苑、それからもも太郎とかソーレとか、人数分がそこにドーンといく形になるのかなと。そうすると、それを意思確認、人それぞれしながら申請するかしないかっていうことで処理っていくのか。先ほど遠藤議員言われたとおり、中には寝たきりとか、水明苑だったら、障がい者施設の場合は重度、軽度、中度ありますので、意思表示できない、その場合はいちいちその方の成年後見人によって申請をしてもらってっていう形、そうすればそれは施設にそのへんはお任せするという形の考え方でいいんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

大山議員おっしゃったとおり、住所地に対して送付になりますので、この度もだいたい300通ほどですか、施設宛に本日届ける予定で今手配しているところです。それに対して施設でどういった扱いをしているかということにつきましては、こちらでは申し訳ないんですが何とも言えません。ただ、私のこれまでの経験上、各施設に、当然担当の方にお話して、事前にお話した上でお届けさせていただいて、各施設においてまとめて申請書を提出していただいております。中には、やはり後見人設定している方については、その後見者の方がきちんと代理人であるというふうな証明書類を添えていただいで提出していただいておりますので、この度もそういった形で提出いただける

のかなと考えているところです。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山二郎君。

1. 7番(大山二郎君)

もう一つだけ。この住民基本台帳には、例えば大学生で東京に出ています、仙台に出ていますって、県外に出てらっしゃる方で現住所をまだこっちに置いているという方いらっしゃると思うんですね。そういう方の分も、その人数分に数えて出すという考えでいいのかどうか、一つ。

それから、先ほどの件だと、例えば、水明苑の場合の障がい者施設の場合は、ほぼ東京都から来てらっしゃる方が多いです。その中で、成年後見人に指定されている方って、んじゃあ東京にいらっしゃるかかそういった方に関してはどういうふうに対処するか。その成年後見人の方がわざわざこっちに来てやんなきゃいけないのかですね、向こうに、例えば、その分施設の方から送ってもらって、申請書を書いてもらってっていうふうな形をとらなきゃいけないのか、そのへんはいかがなんでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大沼進悟君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

まずは、学生の方で県外に在住している方につきましては、基本的にはそういった方につきましては世帯主が町内にいらっしゃると考えられますので、今回の申請書については各世帯主の方への送付になります。先ほど、対象者の方680人ほどいらっしゃいますが、実際に申請書の数としては2,300通ほどになりますので、県外に息子さん、娘さんがいらっしゃって、親御さん、世帯主の方が町内にいけば町内の方の申請書に娘さんなり息子さんのお名前が記載された申請書が届いているかと思えます。

それから、例えば水明苑の件になりますが、成年後見人という言い方ではないかと思うんですけども、後見人、例えば司法書士なりそういった方が設定されている場合が結構多々あります。私の経験上で申し訳ないんですが、成年後見人での申請というのはほぼなかったと思います。実際は司法書士さんとかそういった方の後見人という言い方で確かよろしかったと思うんですが、そういった方の代理申請っていうのが結構ございましたので、今回もそのような形になるかと考えております。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。9番 齋藤公一君。

1. 9番(齋藤公一君)

2款1項19目のうちの19節か、町の上乗分ということで3つほど載っているわけですが、これはたぶん業種によってどれぐらい減収した分に対してどれぐらいの減額というような業種かなと、職業かなという気がするわけですが、この町の上乗分っていうのはそこらの業種さどれぐらいどがっていうようなごどがちよっと言えないのかなと。やっぱりこれだけではよ、1,250万円一応上乗せになっているようだけれども、この業種別によ、どの業種に対してどれぐらいの金を出すんだっていうごどを、ちょっと町長が、お聞きしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

この間全協の中ではお話したとおり、今回の場合は山形県の緊急経済改善支援金、25日から

10日まで自肅要請に協力していただいた方に対して県の方で出しますよということで、自肅要請に協力していただいた飲食店とかそういった方々は対象になりますし、そこを手を挙げた人には上乘せします。町単独でっていうのはまた違った話で、今回の場合は県の自肅要請に協力していただいた方に対してはプラス5万円ということであります。

1. 議長(芳賀清君)

9番 齋藤公一君。

1. 9番(齋藤公一君)

んなぐ、町長、町上乘分って出っただわけだ、この資料にはよ。そうすれば、どの業種にどれぐらいっていうことと言えるんじゃないかなと思うんだけども。んで、同時によ、大石田町でも大変今回のあれで、仕事したくても仕事できないという業種もあったわけだ。それでかなりマイナスなったわけんだけども、そういうごどに対する県なり国に対する町としての要望っていうのがね、そういうなごども私はあったのがなと思うんだけども、そこらはどうなんだや、町長。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まずこれ専決の部分ですので、これに関しては県の自肅要請に対しての上乗せ分、あとは、町独自で子育て、あるいは一人親ということで専決の部分はしました。これからの部分は、新たに今、20日まで提出するような形になっておりますので、今最終段階で詰めて、各課から上げていただいたものを詰めながらこれからする部分であります。

1. 議長(芳賀清君)

9番 齋藤公一君。

1. 9番(齋藤公一君)

ちょっと業種ごとに町でどれぐらい出したのかっていうふうなごど、ちょっと今はっきりしないようだけれども、これから要望するんですか、県なり国に対して。町の様々なマイナス面に対して要望っていうか、もう一回まずそごら。

1. 議長(芳賀清君)

町長、そごらへんの見通しどうだ。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

これとまず別に考えてもらわないと、ちょっと話がごちゃごちゃなってますけども。新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金がこの間新聞等でも報道ありましたとおり、7,400万円ほど大石田町の方には交付いただくというようなことで、それによって前回外れた、例えば業種の方などをまずこれから拾い上げながら対応したいということでもあります。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。6番 小玉勇君。

1. 6番(小玉勇君)

一つだけお願いします。役場の人たちに別に意地悪言うわけじゃないんだけども、各他の市町村なんかでだいぶ早くから特別自分の金で立て替えしたりしてですね、10万円早くやったとか、あと、テレビなんか見ていると連休の間でも仕事している場面なんか映ったと思うんですね。大石田町はこの連休の間なんかは特別なことやったのかどうか。やってないとすればやれなくても、やんなくてもいいという、どのような判断あったのかな。そのへんのところ聞きたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

もちろんこれに関しては、やっぱりマイナンバー、あるいは住基が基本になってますので、結局申請書をマンパワーで全部出しても、結局来てからもう一回照らし合せなきゃいけない、まあ、TKCあたりのルールに則った数字、出てきた台帳を基本にやるっていうのが一番手っ取り早い。そして、支払いもたぶん早くなるかと思います。申請書は早く行ったんですけども、実際支払いするのはどうなんだったっていうところにはすごく大石田町では重きを置いております。(芳賀議長:「連休中何が対応したっけが。」)もちろんはい。もちろん、係、必ず留守にはしていません。

1. 議長(芳賀清君)

6番 小玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

例えば、休日出勤したりしてですね、特別に対応したとかそういうのはあんのかなということですね。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まあ、ほとんど留守にするっていうことはないです。誰かかれかはこういった、もちろん質問等もいろんな聞きに来る人いるというふうなことがありますので、そこはちゃんと対応したところであります。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第5号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第5号は、原案のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第5号「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第2回)の専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10. 議案第30号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

歳出の2ページになります。2款1項19目12節の委託料なんですけども、こちらに県外学生支援業務委託料って書いてあって200万円あるんですが、この支援の内容ですね、を詳しく教えていただければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

ゴールデンウィーク中県外との往来が難しいっていうふうなことで、いろいろお話ありました。よその市町村を真似るわけじゃないんですけども、大石田町でもそういった、まず大石田から出ている学生には大石田の商品というか大石田を感じられるような商品を送りたいというふうなことで、これから遅ればせながらでありますけども、内容としては1万円程度のものを振興公社さんから送

っていただくというふうな形にしようかと思います。

1. 議長(芳賀清君)

商品の発送ということだったんですけども、県外にということですのでもちろん寮なりアパートなり入っていると思うんですが、そういった支援の内容などは今後考えていくのかどうか。またはですね、あとですね、学生の範囲なんですけども、大学、短大、専門学校、いろいろあると思うんですけども、どの範囲まで支援の方を考えているのか教えていただければと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今言った全て、対応は。

1. 議長(芳賀清君)

1番 二藤部冬馬君。

1. 1番(二藤部冬馬君)

1万円程度の商品の発送以外の支援っていうのは、今のところ特にないということによろしいのでしょうか。また、専門学校なんですけども、学校法人と学校法人じゃない専門学校が更にあるんですけども、専門学校のうち卒業すると短大の資格が付く、卒業の資格が付く専門学校と、卒業しても短大の資格等特に付かない、学校法人じゃない専門学校の学生もいらっしゃると思うんですが、例えば調理師の学校だったりとかですね、そういった学生にも同じように支援するということがよろしいでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

そのへんは詳しく、もちろん申請に、残念ながらこちらからこういうものじゃなくて、そういった対象者の方に申請してもらいますので、そのへんはやっぱり幅広く、フルに、オープンでお願いしたいというふうに思っております。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

2款1項19目18節のプレミアム商品券関連ですが、昨日夜にプレミアム商品券の委員会がありまして、30%に引き上げていただいたということで、かなり皆さん期待しているところであります。30%になったということで、今回の目的は消費を促すことと同時に、疲弊した商店の救済でもあると思うんです。そのために、今までのような売り方ではなく、やっぱり宣伝をばんばんして、地元の商店で買って下さいとか、こういうお食事処来て下さいというような意味合いで特別なチラシを作って撒きたいという要望でした。そういう場合に、今までですと折り込みチラシなどで配布していたわけですが、是非とも区長さんの本当に大変な手間になってしまうのは分かるんですが、町を挙げて盛り上げるという意味でもそういった配付物の協力なんかを町からもバックアップしていただいて、区長さんたちに「協力して下さい。」という方向でできないものなのか、ちょっとそのへんお伺いしたいなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

どの程度までなのかちょっと分かんないですけども、お知らせ版等でももちろんそれは載せることは全然可能かと思えますけども、その他にっていうとちょっと今考えられないんですけども、まず告知をしっかりとすれば全世帯にやるわけじゃないんで、このチケットは。そこはやっぱり、もちろん、いわゆる買いたくても買えないとか、数が少ないので貰えないとかありますので、もちろんそこはできることはやります。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

15%から30%に引き上がったということで、たぶんかなり注目は浴びてるのかなと思います。買えない人ももしかしたら出てくるというようなことを心配していましたが、例えば、第2弾、第3弾というような要望があればそれを受けていくのかどうかちょっとお聞きしたいなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

プレミアム商品券につきましては、今回、まず、本当に困っている人は誰なんだっていう人にはもちろん何弾でもやるべきことかなと思いますけども、全ての人が困っているというのはまたちょっと違うと思いますので、そこはこれはこれでまずやった他に違った形でクーポン券、あるいは町内で買える似たようなチケットを直接配るとか、本当に困っている人ですよ。ある意味全世帯に、今回の10万円もそうですけども、意味合いとしては私個人的にはちょっとおかしいのかなとは思っております。実際本当に困っている人に本来まず手を差し伸べるっていうのが本来の姿であり、これをもう一回するとかっていうのはまた経済の活性化に向けてしなければいけない時がきたらもちろんやらなければいけないとは思いますが、実際のところ本当に欲しい人に今の段階ではやらなきゃいけないというふうには思っております。

1. 議長(芳賀清君)

2番 今野雅信君。

1. 2番(今野雅信君)

実際どの程度の追加になるのか分からないところもありますし、また国からそういった経済対策あるかもしれないんですけど、そういった場合にはまたいろんな知恵を出し合っている職種もありますので、そのへんを助ける手立てで、まあ、プレミアム券じゃなくても何かしらの形で展開していただきたいなと思います。

それと、やっぱりそういった業種さんにいっぱい、困っている業者さんでいっぱい使っていただくためには、やっぱり委員会でも話あったんですが、券に色を付けてこの業種でしか使えないというような券を作ったらどうかなんていう話もあったんですが、やっぱり経費上それは難しいということで、やっぱりチラシを撒いて各個店の企業努力で来て下さいっていうふうにするしかないっていうことで、やっぱり広告だったり何だったりでPRしようということになったんですが、如何せん親会の方も、商工会の方も予算がなく、事務的な金銭もなかなか捻出できない。なので、区長さんたちにちょっと協力していただいて配る方法を少し町とも協力していただきたいなということもあるんですが、是非とももし割けるのであればそういった事務、販売促進だったりそういった面での予算も今後検討して欲しいなと思うんですが、いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

今回のコロナで困っているのと、まず、プレミアム活性化に向けての喚起、あといろいろお金を回すという形としてはすごくいいんですけども、本当に実際流れていく方のチケットっていうのはたぶん本当に偏ってしまうのかな、毎年、たぶん。本当にそこに行かな、絶対なかなかこのチケットが使ってもらえないところに対しての、例えば、クーポン券を出したところに対しては何回行ったら、例えば金券じゃないけども、新たにここで使うためのクーポンが貰えるとか、そういった形のことは内部の方では考えてます。

1. 議長(芳賀清君)

他にありませんか。5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

同じとこです。昨日の会議でそういう話をしまして、プレミアム券で額ベースでいうと2,600万円。町内の商工業用にまぶったとしても、2,600万円をぺろっとまぶったとしてもたかだか2,600万円であります。それで、一息つける金額でもありませんけども、ただ、3割に増えるっていうことに関して、今まで町内でプレミアム券とか買わなかった人も買う可能性があるっていうふうなことで、まず買っていただいて使っていただくというようなどごろの話になりました。その上で、例年7月20日ごろに売ってるんですが、今回早めに完売したら、やはり第2弾、第3弾っていうごどをしていけば、例えば燃料店などに多くいっているプレミアム券がより多くの業種にまぶらる、そういったことになるんじゃないかなということで、是非2の矢、3の矢打っていただきたいというような声がありました。町長にお願いしたいところがそこになるんですが、是非、早めになくったら次の矢、2の矢、3の矢打っていいよっていうようなことを商工会に対して言って欲しいと思うんですが、いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

村形議員がおっしゃるとおり、流れるところが決まってしまうのは2の矢、3の矢ってやってもやっぱりそこしか流れないのかなと思います。そういった形じゃなくて、行かないお店に対しても使えるようなものとか、例えば2回、3回行くと1回分が来るよと、そういったスタイルの形のものがないものかというようなことでは考えておりますので、今回の臨時交付金の中でもそういったことを詰めているところであります。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

いろいろ財源もある中での話になるわけでありまして、今回一番苦労したっていう業種が飲食店と私はあったまりランドだと思うわけです。そこなんか誘客を図る上で、このプレミアム券っていうのが非常に有効に利用していただきたいとは思いますが、やはり個店の対応でっていうような形になったわけでありまして。先ほど今野議員が言ったのは、飲食店の PR を兼ねた広告を町から出していただくというふうなことで、んで区長さんについてというような話になったわけですけども、町としてもあったまり乃至、その飲食店へのフォローっていうのをやはり頑張ってもらっていただきたいなと思うんですけども、そういった個別店舗に対していかがでしょうか、考え方。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

考え方としてはもちろん全業種本当はまんべんなく、差別化平等に、差別なく平等にするというのがもちろん基本でありますけども、県で自粛した今回の、例えば本当に要請して協力していただいたところに対しての、やっぱり今回の様々町の方でもやっているようなテイクアウト関係なんかも商工会、あるいは商工観光課と一緒に様々応援するようなスタイルを取っていますし、更にこれから本当に自粛が解禁になって、元に戻るには本当に時間がかかると思います。一步一步本当に戻していくような時間が必要だと思えます。もちろん振興公社、あつたまりランドもそうありますので、そのへんは重ねながらできる部分は一緒になって応援する、あるいは広告をすぐ出すというようなことは考えていきたいと思えます。

1. 議長(芳賀清君)

5番 村 形 昌 一 君。

1. 5番(村形昌一君)

よろしくお願ひしたいと思います。人の流れがだいぶ止まったのに合わせて各業種で非常に悲鳴を上げている状態だと思えます。本当に廃業が増えるだろうという見込みをしております。是非、例えば他の入札なんかにも含めまして、是非町内業者にお金を回すような施策をお願ひしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

暫時休憩します。11時10分再開します。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 10 分

1. 議長(芳賀清君)

再開します。

他にありませんか。8番 遠 藤 宏 司 君。

1. 8番(遠藤宏司君)

一般会計補正予算の3回の歳出1、2ページで、2款1項の、最初に先ほど二藤部議員からも質問ありました12節で、大学生の1万円分ぐらいの支援をやるってということですけども、これの人数の掌握の仕方、これまた一回一回漏れなくとかやってもらいたいわけでありまして、人数の掌握の仕方、実際何人ぐらいいるのか。あと、この1万円の中身なんかについても説明お願ひしたいと思います。

それから、18節の関わりで、自粛要請で先ほど来話出てましたように、飲食店休業したりあつたまりも損害あつたわけですけども、自粛によるこういった飲食店やあつたまりなどの損害の額なんかは掌握しているものかどうか。あと、ここには出てこないわけですけども、学校の休校による損害、まあ、この前の協議会ではスクールバスの運転手さんなんかは8割型補償しているということ、あるいは、給食センターには職員は全額出しているような話でありましたけども、損害を営業関係、あるいは学校関係でどれぐらい出てるのか。

あと、ちょっとごさ予算として関係ないがもしかもしれませんけども、学校の再開の状況なんかも、議員だ皆お集まりですので、説明いただければありがたいと思うんですけども、答弁お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

産業振興課長 鈴木太君。

1. 産業振興課長(鈴木太君)

遠藤議員の質問に答えたいと思います。学生の県外学生支援業務であります。今あったまりと話しているのは、つや姫、米ですね、米とか乾麺、そば、そば大石田の乾麺とか、すいかゼリー、そばふりかけ、それから除菌ジェル、除菌シート、布製マスク、それから、これからもっとちょっと大石田らしいものを検討して、だいたい1万円ぐらいのふるさと便で送付したいというふうに思っております。

それから、どのぐらいの対象者がいるのかっていうふうなことでありますが、だいたい1学年50人ぐらいずつで、最大で見えております200人、4代で。全員が申請くるわけじゃありませんので、恐らく家族の人が申請くるんだろうなというふうな想定であります。そこで確認するのが学生書、確認して交付を受付けて送付していただきたいというふうに考えております。

1. 議長(芳賀清君)

教育文化課長 早坂勝弘君。

1. 教育文化課長(早坂勝弘君)

何から始めましょうか、学校の再開関係、スクールバス、学校が休校に伴いましてストップかけているわけですが、3月2日から学校が休業となっております。3月分と4月分につきましては、3月分につきましては尾花沢と同じ業者が3分の2社ずつ、同じ業者が運行の業務を委託しておりますので、相談しながらというわけではありませんが、得べかりし利益の8割の補償をしております。4月に関しましては、同じような方向で今考えておりますが、まだ支給はしていないというふうな状況です。

給食関係は議員ご承知のとおりなんです。会計年度職員も毎日来てマスクを作ったりですとか、日ごろできなかった仕事に従事して雇用は確保しているような状況であります。

学校の再開であります。なかなか県の状況がつかめず、5月1日に臨時校長会を開きました。5月1日の段階では5月7日に県の本部の会議を開きまして、8日金曜日に教育委員会の通知が来る予定になっていたのであります。我々はそれを想定し、8日の通知を待ってでは保護者への通知が遅れるのではないかと想定しまして、5月1日に臨時校長会を開きました。とりあえず、月、火、11、12日は学校を段階的に再開しましょうと。13日以降は5月8日金曜日の臨時校長会を開きまして、正式に決定しようというふうなスタンスで校長会を開いております。結果的に、5月11日から15日の金曜日に関しましては、給食なしの午前中授業3時間ぐらいを想定した授業で今始まっております。翌週の18日から22日に関しましては、給食ありの授業の再開と予定しております。それから、第3段階5月25日から5月29日金曜日に関しましては同じように給食ありで、午後も1時間ぐらいの授業を再開しております。それから、6月1日からは通常どおりの授業に戻していきたいというふうに考えており、県ですとか近隣市町村よりは今のは毎日授業です、週2どが3どがじゃなくて毎日授業を考えております。小規模のメリットを活かして、なるべく3密にはならないような配慮をしながらの授業を持っていきたいと思いますというふうなことを校長会と話をしているところでございます。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

飲食店とかあつたまりの損害状況。

1. 議長(芳賀清君)

まちづくり推進課長 大 沼 進 悟 君。

1. まちづくり推進課長(大沼進悟君)

地域振興公社の点について私からお答えしたいと思います。固定費といいますか、経費につきましてはこの間の臨時会でも説明させていただいたとおり、1千万円ほど毎月支払いが発生しておりますが、4月分でおよそ800万円ほど。それから、最新の方でおよそ500万円ほどに経費的なものは減っているというふうなことでお聞きしております。詳細については、6月の定例会の方に決算の方をまたご報告させていただきますので、その際にでも報告できればと考えております。

1. 議長(芳賀清君)

業種によって様々だ。どうしたいべ、はいず。掴みどころないな、今のところ。だいたい飲食店でよ、ゴールデンウィーク期間中で1か月分の損失だ。あと1か月だから2か月分ぐらいマイナスだね。8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

実態掴むってのは大変なんだと思うんだけど、要するに、そういったいろんな業者があつて町の交流人口支えてもらってるなと思う部分があるので、倒産されると困るなというふうな思いがあるわけね。なんか特別困った実態ってのは起きていねもんだがどうだが、町長がらの見だごころで。今なんか町どして手を加えないと倒れそうだがつていうふうな話もないものなのかがどうが。是非生き残って、また県外からも人来てもらうのが町の活性化というか、人口な増えねんだがらは。人口増やすってできねんだがら、交流人口がいっぱいいることが町の活性化になると思うんです。何か特別困った事態が学校の現場でも、それから商業の面でも出ていないものなのかどうかちょっと分かる範囲で答弁お願いします。

1. 議長(芳賀清君)

町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

実際本当に、まあ、すごく困った困ったつていうふうな話を直接聞いてはいませんが、製造業なんかもまず5月いっぱいぐらいは前の仕事ですので、来ているよと。6月以降は部分的にはすごくないでしょうというふうな予想を立てている大きな会社もあります。あとは、5月さえ乗り切れればまた回るだろうというふうな製造業の人もあります。建設業もなかなか県の発注なんか遅いというふうなことで、すごく困っているというふうな声も聞きます。あとは、やっぱり飲食業ですね、それに付随するいろんな卸している人、あるいは納品している人、全てがこれから関わっているので、そこは本当に大変なのかなと思います。かなり小っちゃい助成ですけども、そういったところには臨時交付金等を使いながら、少しばかりですけども応援していかなければなどは思っているところでもあります。

1. 議長(芳賀清君)

8番 遠藤宏司君。

1. 8番(遠藤宏司君)

米沢、小野川温泉で土産屋さんが倒産つていうニュースが出ていました。ちょっとやっぱり町長他、各課長だアンテナ高くして本当に困った商店なんかがあれば直ちに対応していくということを町長に宣言してもらいと思うんですけども、いかがでしょうか。

1. 議長(芳賀清君)

倒産しないように頑張れって。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

お金で応援するっていうのはやっぱり平等性を持った対応しかないのかなと思います。この間のお知らせ版にもある様々な融資等、まず、セーフティーネット関係の申請を認定すれば様々な有利なものもありますし、実際生でやれるっていうのは持続化給付金とそういった県の事業等をやったり紹介するとか、そういったぐらいなのかなと思います。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは歳出1、2ページです。2款1項19目に関連して、今後の考え方を教育長にお伺いします。学校に関してです。先ほど学校、小学校、中学校に関しては、課長から説明あったとおりタイムテーブルでは把握しております。実にスピードを持った素晴らしい判断だったな、評価すべきだなというふうに私は思っております。1日の段階でそういったふうな判断をした、8日の県の判断を待たずにここまで判断した、11、12、これは素晴らしい判断だったなとこれは評価すべきだと思います。これこそスピードを持った判断が必要だよなって私が従前から思っていたところです。遠藤議員からも質問ありましたけども、そのへんの11日からの段階、18日からの段階、25日からの段階、んで、6月1日から通常に戻す。あの段階で、5月1日の段階でそれを概ね想定して打ち出した、これは評価すべきだと思います、これはあつぱれだと私は思っておりました。それを踏まえて教育長にお伺いしたいのは、もしこれから近隣、県下、国下の教育に関する動きがあれば、もしかしたら6月1日を一応フル基準での想定してますが、前倒しの判断もあり得るっていうことでよろしいですか。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

前倒しは考えておりません。何故かという、今まで2ヵ月以上学校に来ていなかった、だから、11からの週は生活リズムの取り戻しというふうに考えております。つまり、来て、休んで、来て、休んでではリズムにはならない。ですから、3時間程度の短い時間を毎日来るという、それでリズムを取り戻す。んで、再開前期は給食を入れる、もちろん最善の予防策を張ってですけども、来週から始まります。その次は、午後の授業も開始する、小学校も中学校もなんですけども、段階に慣れていくということを重視いたしました。ですから、あそこまでしませんよなんて言ってて、はい、早く始めますよっていうふうなことはしないつもりでいます。ただ、途中で感染が出てしまった、これはまた元に戻る場合はございます。そのように考えております。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

人間の慣性的なものを踏まえて、そういった予定どおり進行するというふうなことかと思えます。一つだけお伺いします。25日から一部活動再開、そのへんのちょっと詳細の説明をお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

教育長 本多諭君。

1. 教育長(本多諭君)

18日から、これは各中学校の校長とも随分ねっづく話をしたんですが、18日から、来週からは10分程度のミーティング的なものを部活動しなきゃいけないだろうと思っていました。そういうのは全くゼロじゃなくてですね、意気込みとか部活ごとによっての話はあると思うんですね。だから、3密を避けて10分程度の話を、これが1週間。それから次の週、25日からは密にならない、例えば野球でキャッチボールでもしましょうとか、それは可能だと思うんですね。ですから、できるところは始めるよ、吹奏楽も一人でできると思うんです。そういうことを含めて一部再開、ただ、柔道は乱取りはできないけども受け身ぐらいはできるのかなと、もちろん全部してですけども、そういった意味での一部再開、時間は1時間にも満たない、慣らしていく、んで、6月1日からはできればいいなというふうに。ただ、高校はまだ無理ですよ。ですから、さっき課長言ったとおりある意味では小規模の人数であるからこそできる、そこは活かしていきたいというふうに思っております。

1. 議長(芳賀清君)

4番 岡 崎 英 和 君。

1. 4番(岡崎英和君)

大変難しい問題なのかなというふうに思います。全国中学、中体連の判断で全中がなくなり、県中体連でも県中総体がなくなり、そういった状況を踏まえると、今特に我が町の場合は中学3年生、今後進学を見据えて部活に打ち込んできた方の精神的な部分のフォローアップというものも大変望まれる環境なのかなと思いますので、いずれ大変な中ではございますけどもそういった子どもたちの心のケアというものも十分に考慮した上で対応を改めてお願いしたいと思います。答弁は結構です。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。(議員「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第30号「令和2年度大石田町一般会計補正予算(第3回)」は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11. 議案第31号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。7番 大 山 二 郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

歳出の1、2ページ、傷病手当ということで、新型コロナウイルス対策費というふうに載ってます。その後の条例改正にもちょっと関わってはくるんですけど、これは歳入の方では県負担金、県の方から来るお金で、内容を見ると新型コロナウイルスに罹った場合、あるいは発熱で休んだ場合に働けなくなった分の補償みたいな感じになるかと思うんですが、新型コロナウイルス対策、当然今騒いでいるのはそうなんですけど、それが今終息している状況の中で、まあ、今後分からないんですけど、罹った人が出なかったって言った場合は、これは返還しなきゃいけないという形になるんでしょうか。まず、この第31号ではそこをお伺いしたいと思いますが。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

国民健康保険の傷病手当金であります、そちらについては大山議員言ったとおり、新型コロナに感染した場合、もしくは発熱などの症状があり感染が疑われた方が仕事を休んだ場合に支給されるお金になります。こちらについては、国の経済対策として新たに設けたものでございますので、これはあくまでの今のところの見込みでございます。もし、これは支出した場合でございますので、国からこのお金が来るということではないですので、これについては、この傷病手当金を使った場合は国、県の方から特別調整金として、歳入としてなるということと考えていただきたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

7番 大山 二郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

今の説明だと国から、国からって言うけど、この歳入から見ると県支出金ですよ。これ県単の話なのか。国からの通達からなんかあって、国から県に来て、県から町、自治体に来るといものなのか。また、今終息に向かっているような状況もあるんだけど、解除した後もしかしたら2次、3次というふうに来る可能性があるというふうな話の中で、いつまでこういうのがあるのか。もし、だからさっき言った使わない状況、感染者がいらないような状況でいったら最終的にはこれは返していくのって言うのはどうなんでしょう。そのへんどうですか。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

これについては、国の方の特別創生交付金ということでなりますので、国、県ということではなくて、ということでこちらの方では県支出金というふうに設けておりますが、これについては雇った場合の申請ということでございますので、返すということではなくて、もしこれが使った場合についてこちらの方から請求するという形になります。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第31号「令和2年度大石田町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12. 議案第32号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。7番 大山 二郎 君。

1. 7番(大山二郎君)

さっきの続きみたいな感じなんですけど、この条例改正を見ますとですね、やっぱり新型コロナウイルスと特定してしまっているんですね。前回、結局は条例の中で新型インフルエンザ等対策特別措置法っていうのがあって、今回は新型コロナウイルスというのを付け加えるみたいな感じになるのかなと思うんですけど、いちいちこういう形で出てきた場合に、ぼんぼんぼんぼん付け加えるってよりは、本来こういった、もうちょっと文言的に「新型コロナウイルス」っていうふうな限定し

たやつじゃなくて、感染症っていうものすごく酷くなるけど、なんかもうちょっと違う意味でのもうちょっと広く網羅したような言葉で改正していった方がいいのかなと思うんだけど、これは上位法からきている話でこういうふうを書いていかなきゃいけないんだっていうことなのか、ちょっとお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

そういったものであれば使いやすいのかもしれませんが、今回につきましてはコロナウイルス感染症のものに限定したものであるということで国から指示が来てございますので、コロナウイルス感染症にした場合は国の方で財政支援するというのでこちらの方の改正内容になってございますので、ご理解の方よろしく願いいたします。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。6番 小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

第3条っていうのか分かりませんが、これによると4の方ですね、支給期間は1年6か月ってなる場合だったらそれこそこの55万円なんかじゃ全然足りないわけですよ。要するに、これはなった場合になんぼでも来るっていうことを考えていいのかどうか。それからですね、7番目にこの、前項の規定により町が支給した金額は使用する事業所から徴収するっていうのはこれどういうことなのか。これは、県、国で出しているお金とまた別の話で言っているのかどうかお願いします。

1. 議長(芳賀清君)

保健福祉課長 八 鍬 誠 君。

1. 保健福祉課長(八鍬誠君)

こちらの4項につきましては1年6か月を超えないものということでございます。ということで、今回につきましてはまず概算ということで55万円要求させていただいたところでございます。

7項の、事業所が事業主から徴収するっていうのはですね、その前の6項の方でなってくるんですが、なかなか非常に難しいあれなんですけども、基本的には事業所さんの方で給料の方については補償すると。ですので、そういった場合につきましてはこちらの方から傷病手当金の方出ませんが、例えばですけど、1万円の傷病手当が出るというか、まあ、日額の3分の2ということになります。もし、1万5千円のその方が日額いただいているとすれば、傷病手当金については1万円が支給されることになります。ただし、その1万円のうち事業所の方でもし5千円をお支払いするのであれば、その差額ということで町の方からは足りない分5千円ということで支給する形になります。ですので、そういった形になるんですが、この6項につきましてはですね、給与等の全部、または一部を受けることができる者が、その受けすることができるはずであった。給与の全部、または一部を何らかの事由で受け取ることができなかったということで、先ほど言ったように、事業所から5千円、町から5千円というふうになるわけなんですけども、何らかの理由で事業所の方で5千円をお支払いしていなかった場合については、とりあえず町の方で1万円を支給をします。んで、その5千円については事業所の方から徴収するというふうなことで、救済規定ということで6、7については設けているところでございます。

1. 議長(芳賀清君)

他にないですか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第32号は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第32号「大石田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13.に入る前に、事務局長よりご質疑申し上げます。議会事務局長 小林 基流 君。

1. 議会事務局長(小林基流君)

議事日程表の方の訂正をお願いしたいと思います。議事日程表の日程第7. 議案第32号になっておりますけども、こちら議案第33号の誤りですので訂正の方をお願いしたいと思います。

1. 議長(芳賀清君)

次に、日程第13. 議案第33号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第33号は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第33号「大石田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、令和2年第4回大石田町議会臨時会の全日程を終了いたしました。町長より発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 村岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本日の第4回町議会臨時会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多用にも関わらず急遽ご参集いただき、そして慎重審議のうえ、提案いたしました案件を原案どおりご承認、ご可決いただきまして誠にありがとうございました。

4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」がなされ、全国的に感染リスクを下げるための様々な対策や行動の自粛が呼び掛けられました。

山形県においてはこれまでに69人の感染者が確認されておりますが、5月5日以降新たな感染者は確認されておられません。全国的にも新規感染者数は大幅に減少したことなどから、昨日をもって本県を含む39県については、緊急事態宣言が解除されました。

しかしながら、今後、第2波、第3波が想定されるなど、予断を許さない状況が続いておりますので、町民の皆様には手洗いやマスク着用、ソーシャルディスタンスの確保などの基本的な感染症対策を取り入れた「新しい生活様式」を心がけていただくようお願いするものであります。

また県内では、ゴールデンウィーク中の不要不急の外出自粛と飲食店等に対する休業、自粛要請により、経済活動は停滞し、事業者、労働者ともに大変厳しい状況におかれております。

当町においても、飲食店など多くの事業所の皆様から休業要請にご協力いただきました。皆様のご協力に心から感謝申し上げます。

今月11日以降は、感染症予防対策を行いながら営業を再開されている飲食店が多いと思われまますが、以前と同様の賑わいを取り戻すには多くの時間と労力が必要になると思われまますので、

関係団体と連携を密にし、必要な支援を切れ目なく行ってまいりたいと考えております。

今後とも、町民の声を聴き、町民目線で各分野において全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。本日は、大変ありがとうございました。

1. 議長(芳賀清君)

これをもって、令和2年第4回大石田町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前 11 時 43 分